

大分県報

平成二十九年
第二九二九号
十月三十一日

（火曜日）

目次

公安委員会規則

交番等の設置に関する規則の一部改正……………一

病院局管理規程

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部改正……………一

大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正……………一

告示

特定非営利活動法人の設立認証申請……………二

特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………二

解除予定保安林……………二

公告

平成二十九年全期技能検定の実施の公告の一部改正……………三

土地改良区の役員の就退任……………三

都市計画図書の縦覧……………四

○公安委員会規則

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月31日

大分県公安委員会委員長 小 山 康 直

大分県公安委員会規則第9号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
別表第1の大分南警察署の部の大南幹部交番の項中「高江北2丁目」の次に「判田台東

1丁目、判田台東2丁目、判田台北1丁目、判田台北2丁目、判田台北3丁目、判田台北4丁目、判田台南1丁目、判田台南2丁目、判田台南3丁目、判田台南4丁目」を加え、同部の敷戸交番の項中「敷戸台2丁目」の次に「寒田わかば台」を加える。

附則

この規則中別表第1の大分南警察署の部の敷戸交番の項の改正規定は平成29年11月3日から、同部の大南幹部交番の項の改正規定は平成30年1月6日から施行する。

○病院局管理規程

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十月三十一日

大分県病院局長 田 代 英 哉

大分県病院局管理規程第三号

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の給与に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「初任給調整手当」を「病院局長が定める手当の月額」に改める。

附則

この規程は、平成二十九年十一月一日から施行する。

大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十月三十一日

大分県病院局長 田 代 英 哉

大分県病院局管理規程第四号

大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「又は容体が著しく悪化した患者の診療業務」を「容体が著しく悪化した患者の診療業務その他病院局長が定める業務」に改める。

附則

この規程は、公示の日から施行し、改正後の第七条の規定は、平成二十九年四月一日以後に従事した業務について適用する。

○ 告 示

大分県告示第六百十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。

平成二十九年十月三十一日

大分県知事 広 瀬 貞

一 申請のあつた年月日
平成二十九年十月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 アンリツシュ

三 代表者の氏名
下山 元文

四 主たる事務所の所在地
宇佐市大字下高千五百五十六番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、部落問題を始め様々な人権問題の調査・研究及び人材の育成並びに人権啓発・教育に関わる事業を推進し、人権文化の創造に寄与し人権擁護に貢献することを目的とする。

大分県告示第六百十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。

平成二十九年十月三十一日

大分県知事 広 瀬 貞

一 変更申請のあつた年月日
平成二十九年十月十六日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 別府温泉地球博物館

三 代表者の氏名
由 佐 悠 紀

四 主たる事務所の所在地
別府市大字内竈千三百九十三番地
五 定款に記載された目的

この法人は、別府温泉の自然科学的な魅力をはじめとする新しい価値を創造し、より豊かで調和のとれた地域社会の実現に貢献するために、別府温泉から世界へ向けて学術的な価値や観光客への利便性の高い最新の情報を発信する。

具体的には、別府温泉に関するあらゆる情報をウェブ上で検索できるデータベースシステムである「バーチャル博物館」、訪れた観光客を温泉自然科学のフィールドに案内する仕組の「フィールド博物館」、それらを支えるプロガイドの養成機関をつくるための「人材育成」の活動を行う。

六 定款変更の内容

会員に関する事項の変更
役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更

定款の変更に関する事項の変更
公告の方法の変更

大分県告示第六百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があつた。

平成二十九年十月三十一日

大分県知事 広 瀬 貞

一 解除予定保安林の所在場所

佐伯市大字青山字シヤク迫一五一二番二・一五一三番二(以上二筆国有林について次の図に示す部分に限る。)・一五一五番二(以上一筆国有林)

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○公 告

平成二十九年三月一日付け大分県報号外第九号に登載の平成二十九年全期技能検定の実施の公告の一部を次のように改正し、平成二十九年十一月一日から適用する。

平成二十九年十月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

制定文中「基礎一級及び基礎二級」を「及び基礎級」に改める。

一 随時実施する等級別検定職種注中「基礎一級又は基礎二級」を「基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十七号）第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級」に改める。

三 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等の1(一)中「基礎一級及び基礎二級」を「及び基礎級」に改める。

六 合格者の発表等の2中「基礎一級及び基礎二級」を「及び基礎級」に改める。

七 その他中「基礎一級又は基礎二級」を「基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級」に改める。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、玖珠町土地改良区（玖珠郡玖珠町）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十九年十月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役名	氏名	住所
理事	園田 龍馬	玖珠郡玖珠町大字四日市六七六番地
〃	中島 厚志	〃 大字日出生二五〇八番地の一

（就任役員）

役名	氏名	住所
理事	園田 龍馬	玖珠郡玖珠町大字四日市六七六番地
〃	長野 道範	〃 大字山田二〇〇九番地
〃	衛藤 卓志	〃 大字日出生一九三〇番地

〃	宿利 隆徳	〃 大字古後一二二三番地
〃	小野 隆晴	〃 大字大隈八七番地
〃	梅木 輝昭	〃 大字山田一一九〇番地
〃	秋好 憲生	〃 大字戸畑七二三六番地の一
〃	帆足 建一	〃 大字綾垣一三三一番地
〃	江藤 徳幸	〃 大字山田二〇六七番地
〃	長尾 光雄	〃 大字古後三四一八番地
〃	衛藤 泰規	〃 大字日出生九四六番地の六五
〃	高浪 輝秀	〃 大字山浦二一番地
〃	吉武 学	〃 大字山田二五三五番地
〃	長尾 嘉泰	〃 大字太田六五〇番地の一
〃	梅木 東海	〃 大字大隈二五〇二番地
〃	藤川 裕美	〃 大字四日市二九九五番地
〃	千道 幸則	〃 大字小田一三七一番地
〃	梶原 啓一	〃 大字塚脇五八八番地
〃	中島 寛明	〃 大字戸畑九〇二一番地
〃	梅木 正範	〃 大字山田一二六番地
〃	石井 龍文	〃 大字戸畑二六五一番地
〃	繁田 義行	〃 大字大隈一三二五番地の一

森 久一郎	大字大隈六一一番地	〃
武石 俊一	大字小田八九三番地の一	〃
秋好 憲生	大字戸畑七二三六番地の一	〃
本田 輝夫	大字古後一一九三番地	〃
梶原 憲夫	大字古後三五七五番地	〃
宿利 浩満	大字太田一五六三番地	〃
梅木 義正	大字山田一七二六番地の二	〃
渡邊 浩志	大字小田一〇九七番地の一	〃
秋好 憲太郎	大字戸畑八二番地の五	〃
藤原 雄二	大字山田三七三番地	〃
大倉 義典	大字塚脇一五〇番地	〃
河島 綱記	大字山下一三七六番地の一	〃
長田 裕一郎	大字日出生一〇三八番地の六	〃
繁田 博之	大字大隈一四一九番地	〃
石井 龍文	大字戸畑二六五一番地	〃
江隈 郷一	大字小田二二四一番地の一	〃
小田原 利美	大字塚脇七八五番地の二	〃
宿利 忠明	大字古後二九七二番地	〃

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年十月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称
竹田都市計画道路 三・四・三号竹田駅前平線（竹田市決定）

二 縦覧場所
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課